

この点字文は、神戸大学医学部附属病院医療情報部の研究班が、
総務省・戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）により研究開発している
自動点訳プログラム eBraille によるダイレクト点訳で作成しています。
このため、点字文は希に誤訳を含む可能性があります。各自の責任で利用ください。

介護サービスを利用する際の利用料

等について

以下の方にについては、介護サービスの

利用料等の支払いを当面猶予されます。

(1) 災害救助法が適用

されて いる 被災 地域の 住民で あり（他の

市町村に 転入 した 場合を 含む）、

(2) 以下の申し立てを行った方

1. 被保険者 又は 主たる 生計

維持者が、 住宅、 家財 又は その他の

財産に ついて 著しい 損害を 受けた

こと。

2. 主たる 生計 維持者が 死亡

したか、 心身に 重大な 障害を 受けた

又は 長期間 入院 した ことに より、

収入が 著しく 減少 したこと。

3. 主たる 生計 維持者が 行方

不明で ある こと。

4. 被保険者 又は 主たる 生計

維持者が 業務を 廃止・休止 したこと。

5. 被保険者 又は 主たる 生計

維持者が 失職 し、現在

収入が ない こと。

6. 福島 第1・ 第2原発の

事故に 伴い 政府の 避難 指示・屋内

退避 指示の 対象と なって いる こと（福島

第1原発から 半径 30キロ 圈内）。

上記に 該当 する 方の 利用料

等に ついては、 市町村 等に おいて 免除

等が 行われるよう、 国から お願い して いる

ところです。